

平成26年10月2日

議長 湯 口 史 章 様

議会改革検討委員会

委員長 森 本 正 行

諮問事項に対する最終提言について（第6次）

当議会改革検討委員会は、平成24年8月に実施された「鳥取市議会に関する市民アンケート」により、多くの市民から「議会・議員の活動が見えない」というご意見をいただいたことから、「開かれた議会」を実現するため平成25年3月に鳥取市議会会議規則第166条第1項に規定された協議の場として設置されました。

平成25年4月2日に議長から諮問された「議会の権能強化」、「市民参加の促進」、「議会及び議員活動」の3点について、各会派及び無所属議員から41の具体的検討事項が提出され、それらを整理した25項目について検討を始めました。

これまでに24回の委員会を開催し、開かれた議会の実現のため調査研究・議論を重ね、一定の結論に至った事項について5回にわたり提言を行いました。提言の結果、「委員会での議員間討議の実施」、「議会報告会の開催」、「点字による請願・陳情の受理」等については、既に実施され議会改革の前進につなげることができました。

しかしながら、未検討の事項や検討を行ったものの結論を得ることができなかった事項等があります。

当委員会としては、残された検討事項について、市民の期待に応えられる「より開かれた議会」を実現するため、改選後の新しい議会に引き継ぎ、検討を続けられるよう提言いたします。

※参考資料として、具体的検討事項のまとめを添付します。

議会改革検討委員会 具体的検討事項のまとめ (平成 26 年 1 0 月 2 日最終提言)

提言を行った事項(要旨) (★印は提言どおり実施することとなった事項)

≪第 1 次提言≫

○委員会での議員間討議について

★議会全体として市民への説明責任を果たすため、委員会での議員間討議の必要性がある。

≪第 2 次提言≫

○「議会報告会」「意見交換会」等の開催について

★議会報告会を実施すべき。

○公聴会・公開討論会など市民との交流会の開催

★議会報告会に絞り検討を実施。

≪第 3 次提言≫

○委員会活動の活性化

★委員会の質問は、現状のとおり後半の委員会で行う。

○決算、予算特別委員会における総括質疑の方法とその時期について

・問題点の整理を行った。

○代表質問のあり方

・質問席で行う 2 回目以降の質問・答弁を、通告内容における大項目ごとの一括質問・一括答弁とすべき。

○本会議での質疑の発言内容の制限・回数の見直し

★現状のとおりとする。

≪第 4 次提言≫

○請願・陳情について

★本市の事務に直接かわりのない事項を願意とする陳情等は、委員会送付しない。

★請願者及び陳情者の押印について、請願紹介議員同様に署名又は記名押印とする。

★点字による請願及び陳情の提出を受理する。

○会議の傍聴改革

・委員会の傍聴について許可制を廃止し、原則公開とする。

★傍聴席での携帯電話等の使用禁止。

★傍聴席での写真・映画撮影及び録音については、現状のとおり原則禁止。許可を受けた者の写真撮影等については発光装置の使用を禁止。

○各常任委員会の所管の分担見直しについて

・各常任委員会の所管の分担を見直す方向で検討すべき。

≪第 5 次提言≫

○正副議長の会派離脱について

★現状のとおり、会派離脱は必要なし。

残された検討事項

《検討したが結論が得られなかった事項》

- 議長・副議長の立候補制の採用
- 議長・副議長の選挙のルールづくりと立候補表明について
 - ・議長・副議長の選出について、開かれた議会を目指す本市議会としては、問題点があることが指摘されたため、新たなルールづくりの可能性を検討する必要がある。
- 交渉会派の構成人数の見直し
- 交渉会派の人数要件の緩和
 - ・交渉会派の問題は、代表質問など交渉会派が持つ権限などにも関連しており、なお検討する必要がある。

《未検討事項》

- 重要な計画等及び機構改革等を事前に議会へ報告・意見を聴取する
- 議案（当初予算及び補正予算、条例の設置・改廃）の事前説明を全議員に対し行なう
- 反問権の付与
- 議会研修会の充実
- 議決事件の範囲の拡大（基本計画、実施計画を議決事件に加える）
- 議員報酬について
- 政務活動費の交付額について
- 政務活動費の条例化
- 議会基本条例の制定
- 鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて